



平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会社名 日比谷総合設備株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 善治
(コード番号 1982 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員管理本部 I R・広報室長
池知 宏志
(TEL 03-3454-2720)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 7 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、平成 29 年 5 月 12 日付で公表した「第 6 次中期経営計画」（以下、「本中期経営計画」といいます。）において、従来の利益配分に関する基本方針を承継し、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、より安定的な株主還元実施の観点から、連結ベースでの純資産配当率（DOE）に着目した配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、本中期経営計画に係る各年度の数値目標（以下、「本数値目標」といいます。）として、自己資本当期純利益率（ROE）5.0%以上とし、8.0%の継続的な達成を目指すこととしております。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めており、資本効率の向上及び株主の皆様に対する利益還元の一環として、自己株式の取得・消却についても機動的に取り組んでおります。これらの具体的な取り組みは以下のとおりです。すなわち、自己株式の取得について、平成 29 年 3 月期においては、市場買付けによる自己株式の取得により、株式数で合計 462,200 株（当社の発行済株式総数に対する割合：1.49%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合に関する計算において同じ。）、取得価格で合計 759,246,000 円の自己株式を取得しております。また、平成 30 年 3 月期においては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 7 日までの間に、市場買付けによる自己株式の取得により、株式数で合計 36,000 株（当社の発行済株式総数に対する割合：0.12%）、取得価格で合計 70,225,100 円の自己株式を取得しております。加えて、本中期経営計画においては、自己株式の取得についても、上記

のこれまでの取り組みに引き続き、株主還元の一環として機動的に実施することとしております。また、自己株式の消却については、最近の取り組みとして、平成26年3月20日現在当社が保有していた自己株式のうち3,000,000株について、同日開催の取締役会の決議を経て、平成26年3月31日に消却しております。

当社では、本中期経営計画を踏まえ、株主の皆様への利益還元の強化及び資本効率の更なる向上のための施策を検討した結果、大株主が保有する一定量の自己株式の取得・消却を実施することが有効であるとの判断に至りました。具体的な方法としては、株主の皆様が本公開買付けの期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に、市場価格動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から最も適切であり、また、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場されていることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付け価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格にて買い付けることが望ましいと考えました。

以上を踏まえ、平成29年9月下旬から10月中旬に、市場価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募可否を、金融機関を中心とした複数社に打診し意向を確認したところ、下記「応募予定株主及び応募予定株数」に記載の14社（以下、「応募予定株主」といいます。）より、それぞれが保有する株式の一部（合計3,821,334株、発行済株式総数に対する割合12.33%）について応募する旨の回答を得ました。同時に、応募予定株主が本公開買付け後も保有することとなる当社株式については、今後も継続的に保有する方針であることを確認しました。なお、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点を加味したうえで、本公開買付けに係る買付け予定数は、5,000,000株（発行済株式総数に対する割合16.13%）を上限とすることが望ましいと考えました。

なお、本公開買付けに要する資金については、自己資金を充当する予定であります。平成29年9月30日現在における手元流動性（現金及び預金並びに短期有価証券）は約295億円であり、本公開買付けの買付け資金として約123億円を充当した後も、手元流動性は十分確保でき、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成29年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、5,000,100株を上限とした自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成29年11月7日の前営業日（平成29年11月6日）の当社株式の終値2,453円とすること、及び本公開買付けにより取得した自己株式については、本公開買付けの終了後に速やかに消却することを決議いたしました。

応募予定株主及び応募予定株数

株主順位	応募予定株主	本日現在の保有株式数		応募予定株式数	当社との関係
第3位	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,371,000株	(4.42%)	451,000株 (1.45%)	株主/取引先
第5位	住友不動産株式会社	979,200株	(3.16%)	59,200株 (0.19%)	株主/取引先
第7位	株式会社三井住友銀行	853,996株	(2.75%)	427,000株 (1.38%)	株主/取引先
第8位	一般社団法人電気通信共済会	838,648株	(2.71%)	163,000株 (0.53%)	株主

株主順位	応募予定株主	本日現在の保有株式数		応募予定株式数	当社との関係
第9位	第一生命保険株式会社	818,000株	(2.64%)	409,000株 (1.32%)	株主/取引先
第11位	株式会社りそな銀行	601,916株	(1.94%)	301,000株 (0.97%)	株主/取引先
第13位	住友生命保険相互会社	585,000株	(1.89%)	292,000株 (0.94%)	株主/取引先
第16位	株式会社三菱東京UFJ銀行	524,142株	(1.69%)	262,000株 (0.85%)	株主/取引先
第24位	三井住友海上火災保険株式会社	425,000株	(1.37%)	212,000株 (0.68%)	株主/取引先
第25位	株式会社みずほ銀行	408,099株	(1.32%)	408,099株 (1.32%)	株主/取引先
第26位	日本メックス株式会社	392,600株	(1.27%)	392,600株 (1.27%)	株主/取引先
第30位	SMB Cフレンド証券株式会社	289,000株	(0.93%)	289,000株 (0.93%)	株主/取引先
第41位	株式会社関西アーバン銀行	150,273株	(0.48%)	75,137株 (0.24%)	株主/取引先
第55位	株式会社百十四銀行	80,298株	(0.26%)	80,298株 (0.26%)	株主/取引先
	合計	8,317,172株	(26.83%)	3,821,334株 (12.33%)	—

(注1) 括弧内の数値は、本日現在の発行済株式総数31,000,309株に対する割合です。

(注2) 大株主の順位については、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づいております。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	5,000,100株 (上限)	12,265,245,300円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 31,000,309株 (平成29年11月7日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 16.13%

(注3) 取得する期間 平成29年11月8日(水曜日)から平成29年12月29日(金曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

取締役会決議	平成29年11月7日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成29年11月8日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成29年11月8日(水曜日)

買 付 け 等 の 期 間	平成 29 年 11 月 8 日（水曜日）から 平成 29 年 12 月 6 日（水曜日）まで（20 営業日）
---------------	--

(2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 2,453 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動についても考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 29 年 11 月 7 日の前営業日（平成 29 年 11 月 6 日）の当社株式の終値 2,453 円及び同年 11 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 2,438 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

その結果、当社は、平成 29 年 11 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（平成 29 年 11 月 6 日）の当社株式の終値 2,453 円をもって買付価格とすることを決議いたしました。

なお、買付価格である 2,453 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 29 年 11 月 7 日の前営業日（同年 11 月 6 日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 2,453 円に対して 0.00%、同年 11 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 2,438 円（小数点以下を四捨五入）に対して 0.62%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 11 月 6 日までの過去 3 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 2,318 円（小数点以下を四捨五入）に対して 5.82%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれプレミアムを付した金額となります。

なお、当社は、平成 29 年 7 月 19 日に市場買付けによる自己株式の取得によって、3,000 株を 1 株につき単純平均値 1,999.73 円（小数点以下第三位を四捨五入）で取得しております。当該自己株式の取得は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会における決議に基づき、平成 29 年 11 月 7 日の最近日（平成 29 年 7 月 19 日）において当社が実施した自己株式の取得であります。当該取得価格は、取得日（平成 29 年 7 月 19 日）の市場価格によって決定されたのに対し、買付価格の 2,453 円は本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（平成 29 年 11 月 6 日）の当社株式の終値 2,453 円によって決定されているため、当該取得価格及び買付価格の間には 453.27 円の差異が生じております。

②算定の経緯

当社は、本中期経営計画において、従来の利益配分に関する基本方針を承継し、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、より安定的な株主還元実施の観点から、連結ベースでの純資産配当率（DOE）に着目した配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、本数値目標として、自己資本当期純利益率（ROE）5.0%以上とし、8.0%の継続的な達成を目指すこととしております。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めており、資本効率の向上及び株主の皆様に対する利益還元の一環として、自己株式の取得・消却についても機動的に取り組んでおります。

当社では、本中期経営計画を踏まえ、株主の皆様への利益還元の強化及び資本効率の更なる向上のための施策を検討した結果、大株主が保有する一定量の自己株式の取得を実施することが有効であるとの判断に至りました。

具体的な方法としては、株主の皆様が公開買付期間中に、市場価格動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から最も適切であり、また、当社株式は、東京証券取引所に上場されていることから、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格にて買い付けることが望ましいと考えました。

以上を踏まえ、平成 29 年 9 月下旬から 10 月中旬に、市場価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募可否を、金融機関を中心とした複数社に打診し意向を確認したところ、応募予定株主より、それぞれが保有する株式の一部(合計 3,821,334 株、発行済株式総数に対する割合 12.33%)について応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て当社は、平成 29 年 11 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日(平成 29 年 11 月 6 日)の当社株式の終値 2,453 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,000,000 株	一株	5,000,000 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(5,000,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(5,000,000 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

12,296,920,000 円

(注) 買付予定数(5,000,000 株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費

用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ②決済の開始日

平成29年12月28日(木曜日)

- ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

- (注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- (イ) 個人株主の場合

- (i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税

口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成29年12月6日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、応募予定株主（保有株式数の合計：8,317,172株、発行済株式総数に対する割合の合計：26.83%）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（合計3,821,334株、発行済株式総数に対する割合の合計：12.33%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ております（詳細については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。）。同時に、応募予定株主が本公開買付け後も保有することとなる当社株式については、今後も継続的に保有する方針であることを確認しております。

（ご参考）

平成29年11月7日時点の自己株式の保有

・発行済株式総数（自己株式を含む）	31,000,309株
・自己株式数	1,857,517株

以 上